# 議会運営委員会記録

令和3年2月1日(月) 開議 10 時 00 分 閉議 10 時 20 分 全員協議会室

## 出席者

[委 員] 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、 岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕川神議長、佐々木副議長

[委員外議員] 西川議員、西村議員

〔事務局〕古森局長、下間次長、近重書記

#### 議題

1 令和3年3月浜田市議会定例会議議会提出議案について

(1) 浜田市議会基本条例の一部を改正する条例の提出について

資料1

→質疑等なしで了承

2 浜田市議会議員政治倫理条例検討経過について (議員定数等議会改革推進特別委員会検討事項)

(1) 議員定数等議会改革推進特別委員会での検討経過について

資料2

→質疑等なし

- 3 自由討議の検討について
  - (1) 自由討議要領(案)の確認について

→2月12日までに意見を提出

資料3-1、3-2

- 4 その他
  - (1) 当初予算説明資料等について
    - →質疑等なしで了承
  - (2) その他
    - →2月12日までに意見を提出

【別紙会議録のとおり】

## 【会議録】

## [ 10 時 00 分 開議 ]

笹田委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は11名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進める。

# 1 令和3年3月浜田市議会定例会議議会提出議案について

# (1) 浜田市議会基本条例の一部を改正する条例の提出について

笹田委員長

資料1をごらんいただきたい。

(以下、資料をもとに説明)

1月21日の議会運営委員会において了承された請願者等の意見陳述導入と法改正に伴う改正についてである。

今回は、3月定例会議で議会提出議案として最終日の3月17日に提出することについての承認をいただきたいと思うが、よろしいか。

(「よし」という声あり)

それでは本案件についての提出について了承をいただいたので、 最終日に議会運営委員会から提案する。今後、改正の手続きとして 法令審査会に諮る。

審査の際に文言に訂正が入り、大幅な変更が生じた場合は、改めて議会運営委員会で確認をいただくのでよろしくお願いする。

それでは次の議題へ移る。

## 2 浜田市議会議員政治倫理条例検討経過について

(議員定数等議会改革推進特別委員会検討事項)

(1) 議員定数等議会改革推進特別委員会での検討経過について

笹田委員長

資料2をごらんいただきたい。

(以下、資料をもとに説明)

9月4日の議会運営委員会で採択した陳情を受け、議員定数等議会 改革推進特別委員会でこれまで複数回改正案の検討をいただいてい る。

本条例の改正については、議会運営委員会が提案することになるので、現段階までの検討結果を特別委員会の牛尾委員長から説明をいただき、共有を図りたいと思う。

なお、引き続きこの件に関しては、特別委員会で議論することと なっていることをご了承願う。

では牛尾委員長、よろしくお願いする。

牛尾委員長

現在までの検討経過について説明する。なお詳細部分はまだ検討の必要があり、議長への検討結果報告時には条例改正の文言についても整理をして報告したい。

(以下、資料をもとに説明)

1番目、第5条の審査請求。こちらでは現在、議員2人以上の連署でとなっていたが、議員だけでなく、市民からも請求できることを追加した。ただし、市民からの場合は、選挙権を有する者の総数の100分の1以上、約440人以上の連署を必要とするとしている。

2番目、第8条の審査会の委員。現在、審査会の委員は、議員だけで13人以内とされているが、審査会に市民も入れるという観点から、 識見者及び議員合わせて6人として検討している。

3番目、第14条の審査会の公開です。現在、審査会は非公開が原則となっているが、原則公開とし、非公開とする場合は出席委員の 3分の2以上の同意によるものとしている。

4番目、第1条の目的の部分に、議会基本条例について明記することを検討した。議会の最高規範として制定した浜田市議会基本条例と政治倫理条例との相互の関連性をより明確にしたものである。

5番目、第3条の政治倫理基準の規定への追加。こちらは、「ハラスメントや人権侵害の恐れのある行為をしないこと」を追加することとした。昨今のハラスメントは多種にわたるため、全てを網羅できるように、ハラスメントとして記載している。

以上が概要で、理由や根拠等については資料をごらんいただきたい。以上で報告を終わる。

笹田委員長

ただいまの説明で確認したいことはないか。

(「なし」という声あり)

これについては冒頭に委員長が言われたように、条例改正に向けての詳細な部分の検討がさらに必要とのこと。条例改正は議会運営委員会の提案になるので、議会運営委員会の皆もしっかり理解していただいて、またご意見があれば各会派でも協議してもらいながら、特別委員会の委員へ言ってもらえたらと思う。議員全員にかかわることでもあるので、周知などをよろしくお願いする。

## 3 自由討議の検討について

## (1) 自由討議要領(案)の確認について

笹田委員長

こちらについてはこれまでの経過と要領案についてご確認いただき、詳細な検討は今後行いたい。それでは資料3-1「自由討議について」をもとに説明する。

(以下、資料をもとに説明)

検討経過の概要。こちらは令和元年11月の議会運営委員会で、委員会の採決前に実施すること、そして、令和元年12月の全員協議会で、検討は議会運営委員会が行うことが決定されている。

2は各委員会等における検討経過について、令和元年7月からの状況を記載している。内容を確認願う。

3は、現在の運用で、現在は質疑終了後、採決前に委員会で行う

こととしている。

4は要領案について。令和元年7月2日の議会改革調査検討特別委員会で提示された資料。現在の運用と異なる点も多くある。第2条では本会議や全員協議会も対象となっている点、第4条では、「議員又は委員による発議は二人以上の賛成者を必要とする」といったような、会議による開始条件などがある。続いて、5 導入までのスケジュール。要領の制定までのスケジュール案を目安として提示している。今後の検討についてだが、本日の要領案をごらんいただき、検討が必要な事項や課題など、委員に今月の12日までに事務局へメールで提出していただきたいと思う。併せて事務局でも課題等を整理してもらい、2月17日の議会運営委員会において検討を開始したいと思う。

以上が自由討議の説明になる。ご意見などがあればご発言をお願いする。

澁谷委員

自由討議がいま一つわからないことがあるので尋ねるが、討議となれば賛成か反対か意見を交わして、反対意見の理解を深めることになると思うが、現状の議案の賛成状況を見ると90%以上が賛成になるので、自由討議をやったとしても名前は自由討議だが、各委員の意見表明となり、議論になるのかと思う。運用として委員長は、その辺の協議というのを意見が各委員で出されて討議しようとなったときに順番というか賛成ばかりを言ったりどういう形でされるのか見えない。今後の特別委員会の検討を待って理解を深めることになるのか。

笹田委員長

今回の自由討議の検討については先ほど申したように、自由討議 については議会運営委員会から議論して提出することになっている ので、自由討議については今後この議会運営委員会で議論していき たいと考えている。

澁谷委員が言われたように、正直自由討議については議案の採決 前に委員長が諮ってやることしかしてない。

資料3-2を配信する。これはあくまでも案だが、条例の2、自由討議は問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議会間及び議員間の理解を深めるとともに議員の政策立案等にかかわる議会としての説明責任を果たすことを目的とし、本会議、委員会、及び全員協議会において実施する、とある。これが先ほど澁谷委員が言われたように、きちんとしたものがなされてない。要領案を見ていただき、12日までに会派で意見をまとめていただき、17日の議会運営委員会でこの内容について議論したいと考えている。

澁谷委員

事務局にその辺の方式を今後検討して原案を出してもらい、それを議会運営委員会で審議するのか。

笹田委員長

あくまでも事務局には、我々から出てきた案をまとめていただこ

うと考えている。先ほど説明したように、条例の第2項などは議員または委員による動議及び発議は、二人以上の賛成者を必要とするとあるが、本当にこれが必要かどうかも含めてやりやすい形。先ほど澁谷委員が言われたように、議案に対して採決前に自由討議をすることが本当に正しいことなのかどうかも含めて、意味のある自由討議の実施要領にしないといけないと考えている。ここはしっかり議論していく必要があると思っている。そのあたりを会派に持ち帰って議論していただきたい。

岡本委員

持ち帰っての協議はしたいと思っている。ただ、私の考え方を少し披露しておくが、賛成と反対があったから討議というのではなく、 賛成があってもその意味合い、大きな問題ではないが小さい問題があるはず。ということは自由討議のあり方というのは採決する前に皆の意見を聴取する、ただ賛成・反対を聞くだけでなく、賛成をする上での考え方を披露できるなら披露するという形で意を表明する。そこに問題点があるなら問題点をある程度共有するというのも、私は自由討議の意味だろうと思っている。会派に持ち帰って話はするが大体そういう意味合いで考えている。

澁谷委員

岡本委員の話だと討議とは討論である。互いの意見を示し合うのは意見の表明でしかない自由討議という言葉が、今の岡本委員の説明では討議という言葉が当てはまらないように思うがいかがか。

岡本委員

細かくはこの後にいろいろ話したいが、指摘された私の考えについては、反対がなければ討議にならないという位置づけではなく、当然それはあるだろうから、それ以外に、賛成だけどということについて表明する形でやったほうが、皆に賛成の意味合いがわかるのではないかと。それは自由討議でなければほかでもよい。意思表明という位置づけは、自由討議の中の一つのセクションでもよいから、表していくことも必要かもしれない。あくまで反対だ、賛成だということで討議させようというなら、全てそういう問題だとは限らない。その意味合いのものがあり得ないと考えられるので議員が議員として発言する場をそこに設けることは必要だと思う。

笹田委員長

今の話はあくまでも採決前の現行の自由討議のことだと思うが、 もちろんそちらも大切だが、ほかの内容、例えば執行部報告事項で 自由討議が可能かなど、ほかも含めて自由討議の実施要領について は詳細を詰めていきたい。その辺も想定しながら、本会議、委員会 及び全員協議会において実施するとあるので、そのあたりで何かし ら要領について意見があれば12日までにお願いする。それでよろし いか。

(「はい」という声あり)

#### 4 その他

## (1) 予算決算委員会の在り方について

笹田委員長

予算決算委員会のあり方について、本件は1月26日の議員定数等議会改革推進特別委員会で議会運営委員会検討事項との決定を受けて提案するものである。これまで運営する中で進行について、いろいろとご意見を伺っている。これまでの運営を振り返りながら、委員からご意見を伺い、よりよい審査となるよう取り組みたい。

ついては先ほどと同じ日にちだが、2月12日までに会派で意見を 集約して事務局へ事前にご意見をいただきたいが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

今現在で何か意見があるか。

(「なし」という声あり)

それまで意見も幾つか出たが、会派の意見も集約して2月12日までに議会事務局へメールで提出してほしい。よろしいか。

(「はい」という声あり)

## (1) 当初予算説明資料等について

笹田委員長 近重書記 事務局から説明をお願いする。

私の確認不足で、まだ金額は決定していない。決定され次第本申 込書の単価を表示してメールで皆にお送りさせていただきたい。

予定では2月10日までにこの書式に必要事項を記入いただき、資料代と併せて提出していただけば、次回2月17日の議会運営委員会で会派ごとに購入部数を配付予定としている。期限を過ぎた場合は個別に総合窓口課での購入となる。なお購入代金は政務活動費の対象となる。執行部からの金額決定が大幅に遅れたら、締め切りはまた調整させていただこうと思うのでよろしくお願いする。

#### (3) その他

笹田委員長 古森局長 委員から何かあるか。

事務局から事務報告を2点お願いする。

まず1点、3月の補正予算、議会事務局関係の補正予算だが、1点は視察などがなくなった関係で旅費等を減額をさせていただくよう提案した。もう1点は工事をした関係の入札減などがあったので、その件についても補正予算の提案を出させていただく。

もう1点、先ほど行われた庁議において、令和3年度の施政方針については本日の庁議にて確定したので、市長決裁後、本日中には皆にお示しできるとのこと。教育方針については昼から定例教育委員会を開催して最終決定とのことなので、教育方針については明日になるとのことである。

笹田委員長

次回の日程についてお知らせする。次回2月17日の10時から全員 協議会室で開催する。内容については3月定例会議の議題、付託先 の確認、陳情付託、自由討議の検討、予算決算委員会のあり方を予定している。先ほど言ったように自由討議の検討と予算決算委員会のあり方については、くれぐれも2月12日までに間に合うよう事務局へ提出をお願いする。

最後にお願いだが、本日の議会運営委員会の内容については会派 で共有していただくようよろしくお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[ 10 時 20 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。 議会運営委員会委員長 笹 田 卓